

「令和8年度山形県学生応援クリーンアップ事業実施業務委託」 仕 様 書

本仕様書は、「令和8年度山形県学生応援クリーンアップ事業実施業務委託」の実施における各種準備手配に係る業務について定めたものである。

1 事業の目的

庄内海岸の清掃活動等を通し、県内外の学生ボランティアが海洋漂着物問題に関する普及活動に取り組むとともに、海岸漂着物の実態について理解を深めることにより、今後の海岸漂着物対策に係る活動を主導するリーダーの育成を目的とする。

2 事業の概要

当事業は、以下の内容で実施するものとする。

(1) 学生ボランティアによる海岸クリーンアップ

ア 実施内容

- (ア) 酒田市飛島及び庄内地区の海岸各1箇所以上のクリーンアップを実施する。
- (イ) 全行程中に海岸漂着物問題の専門講師による座学講座を1回以上実施する。
- (ウ) 荒天時は海岸クリーンアップに替えて、海岸漂着物問題に関する環境教育や座学研修プログラムを実施する。

イ 実施時期及び行程 9月1日(火)～9月5日(土)
全行程4泊5日

基本プログラム

9/1(火)	9/2(水)	9/3(木)	9/4(金)	9/5(土)
・結団式 ・座学講座 ・海岸清掃 (庄内地区)	・海岸清掃 (酒田市飛島)	・海岸清掃 (酒田市飛島)	・海岸清掃 (庄内地区 又は酒田市 飛島※)	・海岸清掃 (庄内地区) ・解団式
・座学講座については、初日に限らず行程中に1回以上実施 ・宿泊先について 9/1, 9/3, 9/4 山形県海浜自然の家 9/2 飛島各旅館並びにテント使用 (※天候により飛島の活動が変更となる場合は9/3か4が飛島宿泊)				

ウ 学生ボランティア参加者の募集定員

大学生80名(県外学生概ね60名、県内学生概ね20名を目安として募集するものとする)

(2) 学生リーダー事前研修

ア 実施内容

海岸クリーンアップや海岸漂着物問題の普及啓発、環境教育を企画・

運営できる人材を育成するために、実地訓練として、2 (1) の海岸クリーンアップの企画、運営に参加させる。

- イ 実施時期及び日数 6月中旬～7月下旬、延べ3日間
- ウ 実施場所 海岸クリーンアップ予定会場
- エ 参加者 大学生概ね5名

3 委託業務内容

受注者は以下に示すところにより、学生ボランティアによる海岸クリーンアップ及び学生リーダー事前研修を企画・運営するものとする。

(1) 基本事項

ア 業務実施体制の確立

本業務の主担当者1名、副担当者1名以上を選任し、契約後速やかに発注者へ報告すること。

イ 基本計画の作成

(ア) 基本計画を作成し、契約後速やかに発注者へ提出すること。

(イ) 作成する基本計画は、次のそれぞれの場合に行う活動の内容を示すこと。

a 基本プログラム：当初計画による基本的なプログラム

b 荒天プログラム：荒天により当初計画による実施が不可能となった場合のプログラム

c 飛島に渡航できない場合のプログラム：定期船の状況により飛島での当初計画による実施が不可能となった場合のプログラム

ウ 詳細計画の作成及び安全管理

別添「受注者が行う安全管理に関する仕様書」に基づき海岸クリーンアップ実施のそれぞれ2週間前までに詳細計画書及び安全管理計画書を発注者へ報告すること。

なお、詳細計画書は基本計画に参加者名簿、時間、場所及びスタッフ人員配置等の情報を加えたものとする。

エ 学生ボランティア参加者の募集

(ア) 募集チラシ・ポスターの作成

規格：チラシA4版縦カラー両面 200枚

ポスターA2カラー 10枚

(イ) 参加者の募集

大学等への参加者募集の告知、広報、関係団体等への訪問、説明会の開催等を行い、定員を確保すること。

オ 参加学生の移動手段及び宿泊施設の調整・確保

参加学生の初日集合場所から最終日解散場所までの移動手段(定期船含む)、宿泊施設の調整・確保を行うこと。

※ただし県外からの参加学生に係る県外の集合・解散場所と庄内との間の移動手段の調整・確保は学生ボランティア参加者側で行う。

カ 参加者、従事者の傷害保険等への加入

参加学生及びスタッフを対象に次の条件の傷害保険等に加入するこ

と。

- (ア) 活動中における事故等に対応可能であること。
- (イ) 死亡・後遺障害・入院・通院を対象とすること。

キ 必要物品の調達

事業実施に係る必要物品を調達すること。

ク アンケートの実施

参加者に対し、海岸漂着物問題に対する意識や事業に参加した感想等のアンケートを行い、今後の海岸漂着物対策事業の課題を抽出すること。

ケ 成果品の作成

成果品は以下のとおりとし、県庄内総合支庁環境課に提出すること。

報告書(A4 現場写真含む) 1冊

報告書を電子データとして格納したDVD-ROM 1式

コ その他

- (ア) 委託業務の実施にあたって、関係する法令を遵守すること。
- (イ) 従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (ウ) 本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、発注者と速やかに協議し、その指示に従うこと。

(2) 学生ボランティアによる海岸クリーンアップに係る事項

- ア 参加者に対し、海岸清掃場所に関する情報を提供するとともに、安全な清掃活動実施のための注意事項、ごみの分別・回収方法等について、事前に周知すること。
- イ 海岸清掃現場の下見を行い、必要な環境整備等を行うこと。
- ウ 海岸漂着物回収関係者と事前に調整を行うこと。
- エ 海岸清掃活動時に、現地の地理等を熟知したスタッフを配置すること。
- オ 研修会場を確保し、海岸漂着物問題に係る研修を実施すること。その際、海岸漂着物問題に関する知見を有し、研修講師等の経験を有する者を1名以上配置すること。
- カ 本事業で回収した廃棄物を、県や市町の廃棄物処理計画や指導に基づき適正に処理すること。

(3) 学生リーダー事前研修に係る事項

実地訓練の内容は次のとおりとする。

- ア 海岸漂着量の確認
- イ 移動経路の確認
- ウ 周辺施設の確認
- エ 実施リスクの洗い出し

4 委託費に含まれる経費

- (1) 企画・運営に要する人件費及び旅費
- (2) 学生ボランティア参加者の交通費（県内移動分に限る）、学生リーダー事前研修参加者の交通費・宿泊費

- (3) 教材費・海岸清掃に使用する消耗品等に要する経費
- (4) 通信運搬に要する経費
- (5) 会場・借上げバス等使用料に要する経費
- (6) 参加者募集チラシの印刷に要する経費
- (7) 学生・スタッフの傷害保険加入に要する経費
- (8) その他諸経費

5 参加者の費用負担

次の経費は学生ボランティア参加者の自己負担とする。

- (1) 食費
- (2) 宿泊費（学生リーダー事前研修を除く）
- (3) 学生に係る初日の集合場所まで及び最終日の解散場所からの交通費

6 前金払について

受注者が前金払を請求する場合は、資金計画書を提出して協議し、発注者の承認を受けてから行うこと。